

京都市告示第 462 号

結核予防法第36条第1項の規定による医療機関を次のとおり指定しました。

平成17年3月18日

京都市長 梶本頼兼

医療機関所在地	名 称
京都市北区小山北上総町10番地の1	つかもと眼科医院
京都市上京区新町通今出川上る元新在家町163番地の8	こう医院
京都市上京区河原町広小路上ル	広小路薬局
京都市上京区烏丸通鞍馬口下ル上御霊中町457番地の10	医療法人 耳鼻咽喉科 大島医院
京都市左京区一乗寺西浦畑町3番地	加藤胃腸科内科医院
京都市左京区下鴨北野々神町24番地の4	オーツカ薬局
京都市下京区東洞院通四条下る元悪王子町37番地 豊元四条烏丸ビル2階	井上医院
京都市下京区仏光寺通油小路東入木賊山町165番地	医療法人 洛和会 矢野医院
京都市下京区朱雀裏畑町1番地の1	たかはしクリニック
京都市南区吉祥院八反田町32番地	医療法人財団医道会 十条訪問看護ステーション
京都市右京区嵯峨中通町13番地	てらぞの医院
京都市伏見区中島河原田町23番地	医療法人社団高安医院 たかやすクリニック

(保健福祉局保健衛生推進室地域医療課)